

業界の物流の効率化に向けた自主行動計画

令和 5 年 12 月

一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会

令和 5 年 6 月 2 日、第 2 回 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議にて閣議決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」において、荷主企業・物流事業者に対し、輸送力が不足する可能性のある 2024 年度に向けた業界・分野別の「自主行動計画」の作成・公表が要請されました。

そして今般、令和 5 年 10 月 6 日に物流革新緊急パッケージがとりまとめられ、政府として取り組みを強化している状況にあり、荷主企業・物流事業者に対し、輸送力が不足する可能性のある 2024 年度に向けた業界・分野別の「自主行動計画」の作成・公表があらためて要請されました。

これらの要請に対し、当協会としては、政府指針に基づき、以下の通り「自主行動計画」を策定することといたします。

なお、「自主行動計画」はフォワーダーとして当業界が自身として取り組むべき行動計画ではありますが、荷主企業および関係者との協議・調整を必要とする内容についても含まれています。

当協会は「国際輸送」の担い手として我が国のインターナショナル・フレイト・フォワーダー（IFF）各社の共通の問題を取り上げるために、1981年10月、任意団体 日本インターナショナル・フレイト・フォワーダーズ協会として設立されました。その後、1985年10月、運輸大臣（当時）の許可を得て、社団法人 日本インターナショナルフレイトフォワーダーズ協会（Japan International Freight Forwarders Association Inc.：JIFFA）として新組織に生まれ変わり、IFFの業界を正式に代表する団体として名実共にその存在が認められ、活動基盤も強化されました。

公益法人制度改革の実施に伴い、内閣府の移行認可を受けて、2012年4月「一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会」（英文名称は従来どおり）に名称を改め、JIFFAは新たな歩みを始めました。

JIFFAは、その役割の重要性に鑑み、自らのステータスを明確にしつつ、「国際複合一貫輸送」をはじめとするインターナショナルフレイトフォワーディング事業の発展・安定化を図り、広く公益に貢献することを基本理念として、幅広い事業活動を推し進めています。

今回、政府からの要請に基づき、「物流改革に向けた政策パッケージ」（我が国の物流の改革に関する関係閣僚会議）のポイントと照らし合せ、荷主企業との協業を深化しつつ当業界がカバーする範囲で物流の適正化・生産性の向上に向けた当業界において取り組むべき自主行動計画を下記の通り定めることとしました。

記

1. ガイドラインに基づく取組

（1） モーダルシフトの推進

- ア. トラック輸送から鉄道、内航船へシフトできる貨物のモーダルシフトを推進し、荷主企業にも提案するよう努める。
- イ. 輸送モードの選択肢を拡げ、地方港とデポや鉄道・内航船を組み合わせた効率的な輸送ルートの活用に努める。

（2） 効率的な輸送の実施

- ア. 関係者間で協力し、ラウンド輸送の推進を強化する。シャーシーの台切り、空コンテナの反復利用、ICD等の利用による効率的なコンテナオペレーションの推進等によるトレーラーの有効活用に努める。また、これらのオペレーションの効率化について荷主企業にも提案するよう努める。

- イ. 集配拠点やバンプールなどの施設を内陸で有効に活用することなど内陸デポを活用した効率的な輸送を実現することを目指し、トラックの輸送距離やルート短縮、最適化を推進する。

(3) 長労働時間の抑制

- ア. 搬出入トラックに対し、可能な限りラウンド輸送に繋がる施設の運用・作業の効率化に向け、荷主企業と共に取り組み、合理化することで、ドライバーの待機時間の削減と労働時間の削減を図るよう努める。また、納品時間、引取時間の指定に幅を持たせるように荷主企業と協力し、待機時間の削減を図る。
- イ. ミルクラン等の共同輸配送による CFS 等への搬出入トラックの削減、待機時間の短縮、輸送の効率化を目指し、荷主企業や関係者との協力体制の拡充を図る。

(4) 運送契約の適正化の推進

- ア. 荷主企業との間で事前に運送条件を確認することにより、契約にない付帯業務など業務範囲を荷主企業との間で明確にするよう努める。
- イ. 運送契約は、できる限り書面又はメール等の電磁的方法によるように努めることとし、関係者間で協議していく。

2. 業界独自の取組

上記1-(1)～(4)のガイドラインに基づく取組に加え、当協会として以下の取組を行っていく。

- (1) 2024 年問題に関する各種情報の会員への提供に引き続き努める。
- (2) 会員に対する物流効率化に関する各種セミナーの開催を引き続き開催する。
- (3) 輸送モード毎の特色やメリット、また地方港を含む港の特徴などモードやルート選択の判断となる情報を取りまとめ、引き続き会員に提供していく。
- (4) 保税や通関制度を含めた、物流の最適化に向けた提言を継続する。
- (5) 国際海上コンテナの陸上運送における安全確保に向けて、引き続き会員への情報共有を行っていく。

3. その他

「物流改革に向けた政策パッケージ」に基づく今後の規制的措置による新制度に対応するべく会員各社と情報共有を行っていくとともに、「2030 年度に向けた政府の中長期計画の策定・公表」等による政府からの要請に応えるべく、更なる業界の物流の効率化に向けた取り組みを継続的に行っていく。

以 上